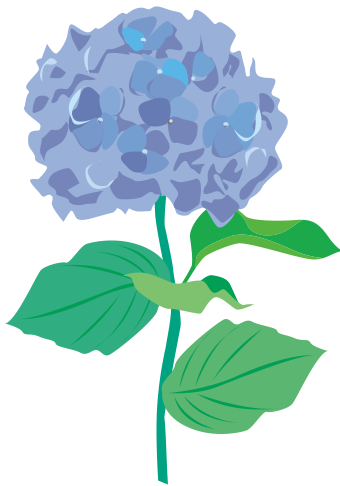


福井市景観計画 概要版

福井市景観計画区域



はじめに

福井市では、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づく制度を活用し、より魅力ある個性豊かな、美しい福井のまちを創造するため、平成20年3月31日に、法第8条第1項に基づく「福井市景観計画」を策定し、併せて本景観計画を運用していくために必要な事柄を定めた「福井市景観条例」を同日制定しました。（平成20年10月1日施行）

この概要版は、景観法に基づく届出制度をご理解いただくため、福井市景観計画で定めた届出の対象行為や景観形成基準、届出に関する手続等をお示しするとともに、今後の福井らしい良好な景観の形成にご協力いただくことを目的として作成したものです。

なお、当該概要版は、特定景観計画区域※を除く福井市全域を対象としています。

※ 特定景観計画区域

福井市景観計画では、重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を特定景観計画区域として区分指定しています。特定景観計画区域ごとに、届出の対象行為や景観形成基準を別に定めていますのでご注意ください。

CONTENTS

はじめに

◆景観計画の概要

・ 景観計画区域	1
・ 景観形成の目標	1
・ 景観形成の方針	2
・ 届出の対象となる行為	6
・ 届出書に添付する図書の一覧	7
・ 届出に関する手続きのフロー	8
・ 景観形成基準	9

◆屋外広告物について

・ 届出の対象となる行為	14
・ 届出書に添付する図書の一覧	14
・ 届出に関する手続きのフロー	14
・ 景観形成基準	15

(参考図) 福井市景観計画区域における色彩基準・・・巻末

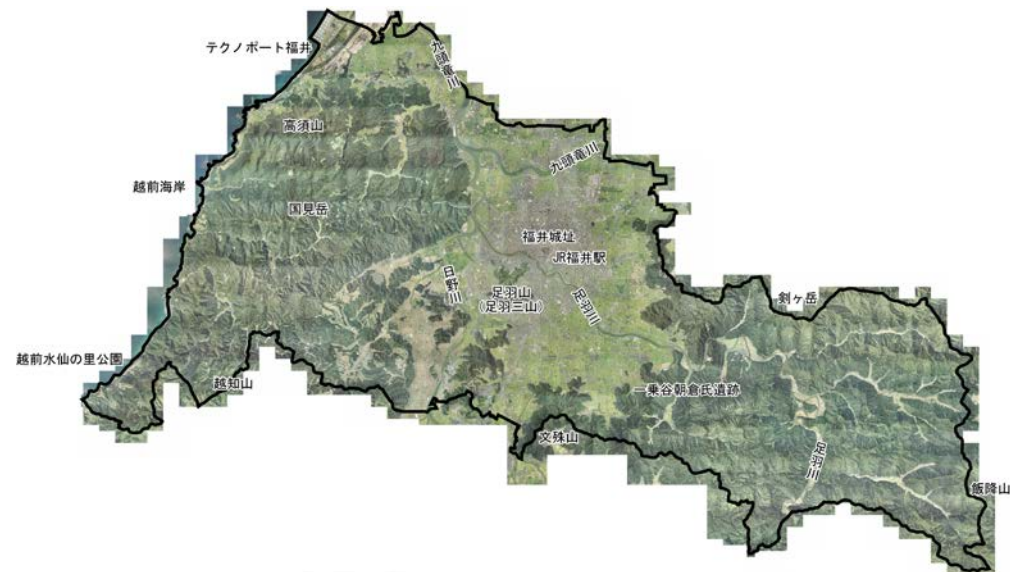
◆ 景観計画の概要



景観計画区域

福井市には、日本の原風景ともいべき美しい自然があり、日本らしい四季の変化を感じることができます。この美しい自然には、先人たちが築き、育ててきた福井固有の歴史や文化、生活や営み、そして「まち」の賑わいなどが溶け込み、又は相互に関係し福井市の景観を形づくっています。

この景観を良好に保全し、育て、次代に継承していくため、本計画の景観計画の区域（以下「福井市景観計画区域」という。）を福井市全域とします。



福井市景観計画区域では、福井らしい景観の形成を著しく阻害する要因となる行為を抑制するため、景観形成に大きな影響を与える大規模な建築物等の建築などの行為について適正に規制・誘導することとします。



景観形成の目標

これからの景観形成においては、福井市の自然や歴史・文化を再評価・再認識するとともに、景観の中に上手く取り込み、「福井らしい」と全国に認められるものでなければなりません。

そのためにも、人と自然、歴史、文化、そして「まち」との関係が、今後さらに、羽二重のように美しく織りなすことによって、人々の心にいつまでも心象風景として「福井らしい景観※」が記憶に残る、美しいまちを創造していきます。

そして、市民が誇りをもって、いつまでも住み続けたいと思うような、誰もが住んでみたいと思うような「心地よい」景観を形成していきます。

そのための目標として、福井市における景観の将来像を次のように定め、その実現に向けて市民、事業者、行政が協働で取り組んでいきます。

※ 福井らしい景観：「美しい自然に歴史・文化が溶け込んでいる、日本の原風景が感じられる景観」をいう。

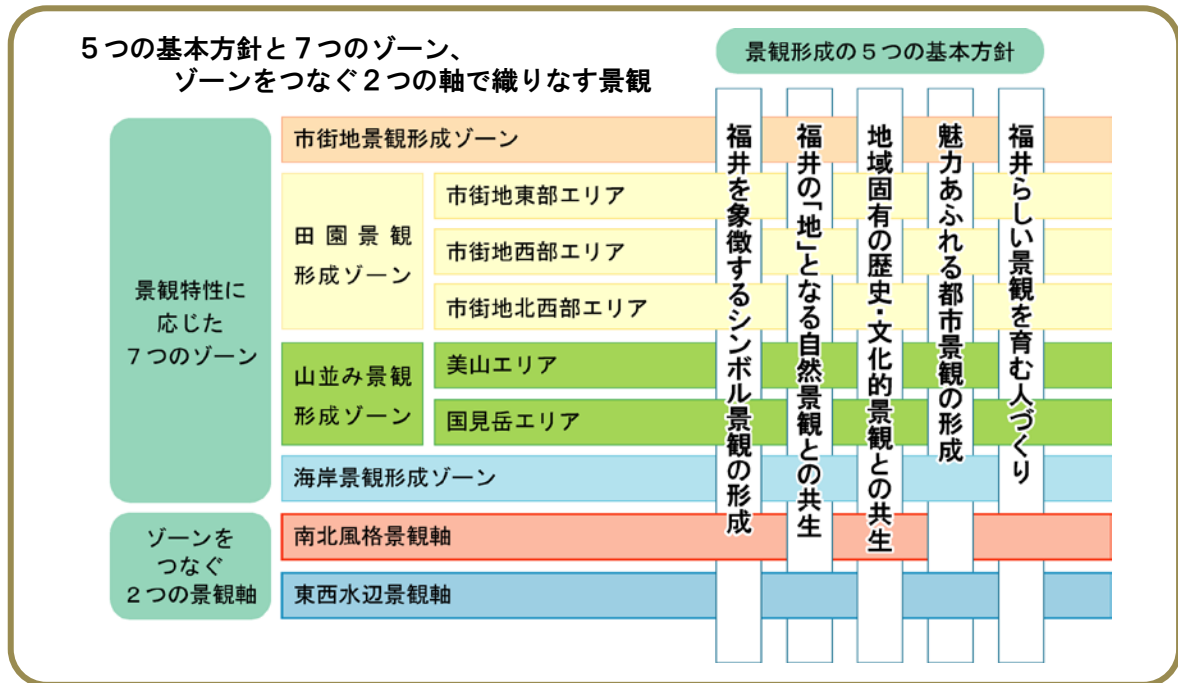
四季彩織りなす風景都市

～住みたくなる心地よい景観をめざして～



景観形成の方針

景観形成の目標を実現するため、「福井市景観基本計画」に基づき、景観形成に関する5つの基本方針を柱に、地域の景観特性に応じた7つのゾーン及び、各ゾーンをつなぐ2つの景観軸に関する景観形成の方針を定めます。



(1) 福井らしい景観を形成するための5つの基本方針

① 福井を象徴するシンボル景観の形成

- 1) まちの目印である足羽三山を際立たせる
- 2) 福井らしさを実感できる都心地区のシンボル性を高める
- 3) 悠久の自然と歴史、生活文化を感じる一乗谷を継承する
- 4) 人と自然に培われた越前水仙の里を保全する

② 福井の「地」となる自然景観との共生

- 1) まちの背景となる山並みの景観を保全する
- 2) ふるさと福井の原風景となる田園景観を保全する
- 3) 白砂青松と奇岩奇勝が続く海岸景観を保全する
- 4) まちに潤いを与える水辺景観を保全する

③ 地域固有の歴史・文化的景観との共生

- 1) 地域固有の歴史景観を継承する
- 2) 人々の生活や営みに支えられた文化的景観を保全する
- 3) 地域固有の様相を残す伝統的家並みを保全する

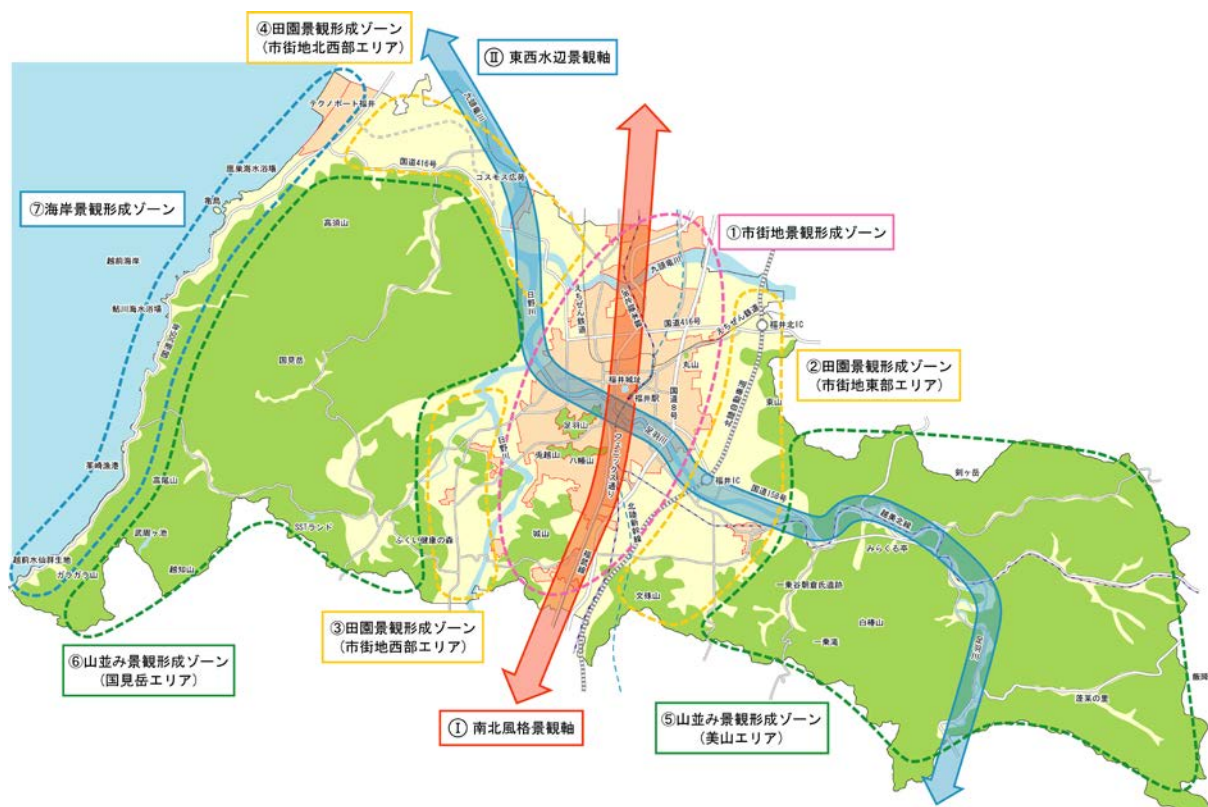
④ 魅力あふれる都市景観の形成

- 1) 快適で潤いのある道路景観を形成する
- 2) 福井らしい鉄道景観を演出する
- 3) 福井らしい建築物等を誘導する
- 4) 福井らしい屋外広告物を誘導する
- 5) 福井らしさをイメージするサイン等を設置する
- 6) 水と緑の回廊を創出する
- 7) 魅力ある夜間景観を創出する

⑤ 福井らしい景観を育む人づくり

- 1) 福井プライドをもった市民の育成
- 2) 市民参画体制の確立
- 3) 優れたデザインを生み出す仕組みづくり

(2) ゾーン別景観形成の方針



景観特性に基づいた7つのゾーンと、各ゾーンをつなぐ2つの景観軸

[7つのゾーン]

① 市街地景観形成ゾーン

〈景観形成のテーマ〉

自然と歴史が共生する都市景観の形成

〈景観形成の基本方針〉

- ・ 近代的な都市景観や賑わいの中に、自然や歴史をバランスよく織り込みます。
- ・ 道路や公園、河川、建築物などを適正に誘導します。
- ・ 各種制度や施策等とも連携しながら、統一感や地域の個性が感じられる景観を誘導します。
- ・ 花や緑があふれる潤いのある景観を形成します。
- ・ 市民主体による身近な景観形成活動に対して支援します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

② 田園景観形成ゾーン(市街地東部エリア)

〈景観形成のテーマ〉

文化が薫るコシヒカリの里景観の形成

〈景観形成の基本方針〉

- ・ コシヒカリ発祥の地でもある広大な田園景観を保全します。
- ・ 文殊山の麓に広がる東大寺領荘園（糞置荘）と市民の生活とが密接に結びついている文化的な景観を保全します。
- ・ 白山連峰や白樺山、文殊山、足羽三山、国見岳などへのパノラマ景観を保全します。
- ・ 広大な田園に島状に点在する集落景観を保全します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

③ 田園景観形成ゾーン(市街地西部エリア)

〈景観形成のテーマ〉

潤いのあるふるさと田園景観の形成

〈景観形成の基本方針〉

- ・ 広大な田園景観を保全します。
- ・ 国見岳や足羽三山などへのパノラマ景観を保全します。
- ・ 里山と一体となった伝統的な集落景観を保全します。
- ・ コスモスなどを活用した花のある景観を創出します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

④ 田園景観形成ゾーン(市街地北西部エリア)

〈景観形成のテーマ〉

水と緑と花が輝く田園景観の形成

〈景観形成の基本方針〉

- ・ 九頭竜川の豊かな水の流れと広大な田園が融和した美しい自然景観を保全します。
- ・ コスモス広苑に代表される花と緑あふれる美しいふるさと景観を保全・創出します。
- ・ 里山と一体となった集落景観・棚田景観を保全します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

⑤ 山並み景観形成ゾーン(美山エリア)

〈景観形成のテーマ〉

ぬくもりあふれる杉の里景観の形成

〈景観形成の基本方針〉

- ・ 足羽杉が広がる特徴的な産業景観、山頂付近に残る紅葉景観を保全します。
- ・ 足羽川と越美北線、山並みが一体となって形成する地域固有の景観を保全します。
- ・ 貴重な歴史的景観資源を保全するとともに、観光に活用します。
- ・ 一乗谷や大野市方面へアクセスする観光ルートにふさわしい景観を演出します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

⑥ 山並み景観形成ゾーン(国見岳エリア)

〈景観形成のテーマ〉

日本海と大地を見下ろすパノラマ景観の形成

〈景観形成の基本方針〉

- ・ 国見岳や越知山などの自然が織りなす四季折々の山並み景観を保全します。
- ・ 越前海岸や福井平野、遠くは白山連峰を見渡すことのできる視点場を保全・演出します。
- ・ 武周ヶ池、滝波ダムなどの良好な水辺景観を保全します。
- ・ 人々の生活や営みに支えられている谷あいの棚田景観を保全します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

⑦ 海岸景観形成ゾーン

〈景観形成のテーマ〉

海と夕日と水仙が映える海岸景観の形成

〈景観形成の基本方針〉

- ・ 三里浜特有の砂浜景観や砂丘植生、奇岩奇勝の地形、さらに海岸線まで迫る山並みが織りなす美しい海岸景観を保全します。
- ・ 一面の越前水仙畑や江津浦自然公園などの自然環境を保全するとともに、県内屈指の観光・レクリエーションゾーンとして積極的に活用します。
- ・ 美しい海岸景観を演出するため、道路等の公共空間や建築物等を適正に誘導します。
- ・ 密集する漁村集落、海産物を干す光景などの地域固有の景観の保全に努めます。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

[2つの景観軸]

Ⅰ 南北風格景観軸

〈景観形成のテーマ〉

歴史と賑わいが物語る風格あるシンボル景観軸の形成

〈景観形成の基本方針〉

- ・ 沿道のまちなみ整備と合わせて、福井の発展を支え続ける都市の骨格軸にふさわしい風格ある道路景観を形成します。
- ・ 大名町交差点など、視点場でもあるまちかどの整備・演出を行います。
- ・ 路面電車が走る福井市固有の景観を演出します。
- ・ (旧)北陸道の家並みの保全とともに、通りとしての物語性が感じられる景観を演出します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

Ⅱ 東西水辺景観軸

〈景観形成のテーマ〉

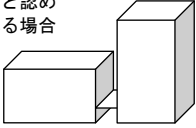
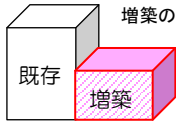

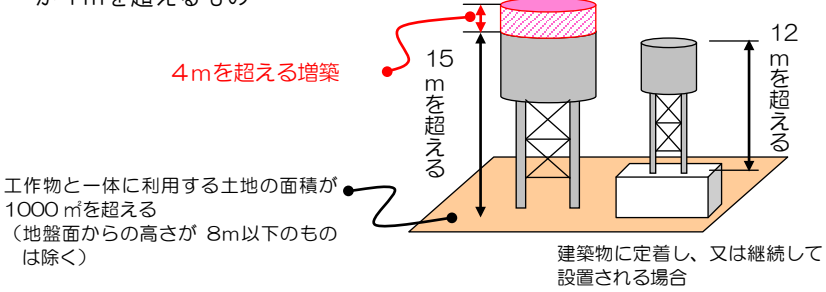
潤いと花のある水辺景観軸の形成

〈景観形成の基本方針〉

- ・ 安全安心な河川整備を進めるとともに、広場空間や散策路などを整備し、レクリエーション空間として積極的に活用します。
- ・ 桜堤や菜の花、コスモスなどを保全・継承し、花のある水辺景観を演出します。
- ・ 背景となる山並みなどとの調和に配慮し、視点場や景観要素となる橋などを良好にデザイン、修景します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。



届出の対象となる行為

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	<p>(1) 主たる用途が建築基準法別表第1(1)の項及び(4)の項の用途に供する建築物の新築、増築、改築又は移転で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高さが12mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの イ 土地利用目的及び利用形態が一体と認められる場合において、2以上の建築物が建築されるときにあっては、それらの延べ面積の合計が1,000㎡を超えるもの ウ 増築にあっては、既存建築物の延べ面積との合計が1,000㎡を超えるもので、かつ、当該増築に係る延べ面積が500㎡を超えるもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>建築基準法別表第1(1)の項の用途 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの</p> <p>建築基準法別表第1(4)の項の用途 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの</p> </div> <p>(2) 上記(1)以外の建築物の新築、改築若しくは移転又は増築で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高さが18mを超え、又は延べ面積が2,000㎡を超えるもの イ 土地利用目的及び利用形態が一体と認められる場合において、2以上の建築物が建築されるときにあっては、それらの延べ面積の合計が2,000㎡を超えるもの ウ 増築にあっては、既存建築物の延べ面積との合計が2,000㎡を超えるもので、かつ、当該増築に係る延べ面積が1,000㎡を超えるもの <p>(3) 上記の各規定に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2を超えるもの</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>一体と認められる場合</p>  <p>土地利用目的及び利用形態が一体と認められる場合、延べ面積の合計が1000㎡(2000㎡)を超える</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>増築の場合</p>  <p>既存 増築</p> <p>増築で延べ面積の合計が1000㎡(2000㎡)を超えるもの、かつ、増築部分の延べ面積が500㎡(1000㎡)を超える</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>変更の場合</p>  <p>見付面積</p> <p>届出基準に該当する建築物で、外観の変更に係る部分の面積が見付面積の1/2を超える</p> </div> </div>
工作物の新設等	<p>(1) 工作物の新設、改築若しくは移転又は増築で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高さが15m（建築物に定着し、又は継続して設置される場合にあっては、当該工作物の高さが12m）を超えるもの イ 工作物と一体に利用する土地の区域の面積が1,000㎡を超えるもの。ただし、高さが8m以下の工作物は除く。 ウ ア及びイの規定に該当する工作物の増築にあっては、当該増築部分の高さが4mを超えるもの <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>4mを超える増築</p> <p>15mを超える</p> <p>12mを超える</p> <p>工作物と一体に利用する土地の面積が1000㎡を超える(地盤面からの高さが8m以下のものは除く)</p> <p>建築物に定着し、又は継続して設置される場合</p> </div>

行為の種類	届出の対象となる行為
工作物の新設等	<p>エ 垣（生垣は、工作物から除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するものにあつては、高さが2mを超え、かつ、延長が30mを超えるもの</p> <p>オ 高架道路、高架鉄道その他これらに類する物にあつては、高さが5mを超えるもの</p> <p>カ 橋りょう、横断歩道橋その他これらに類する物にあつては、幅員が10mを超え、若しくは延長が30mを超え、又は高さが5mを超えるもの</p> <p>(2) 上記の各規定に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2を超えるもの</p>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	<p>(1) 当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>(2) 当該行為に伴い高さが3mを超え、かつ、延長が30mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの</p>
木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物 ^{※1} 及び再生資源 ^{※2} のたい積	高さが3mを超え、かつ、当該たい積物の存する土地の区域の面積が1,000㎡を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が60日以内のものは、除く。
特定照明 ^{※3}	<p>(1) 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が60日を超えるもの</p> <p>(2) 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が60日を超えるもの</p>

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物

※2 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源

※3 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

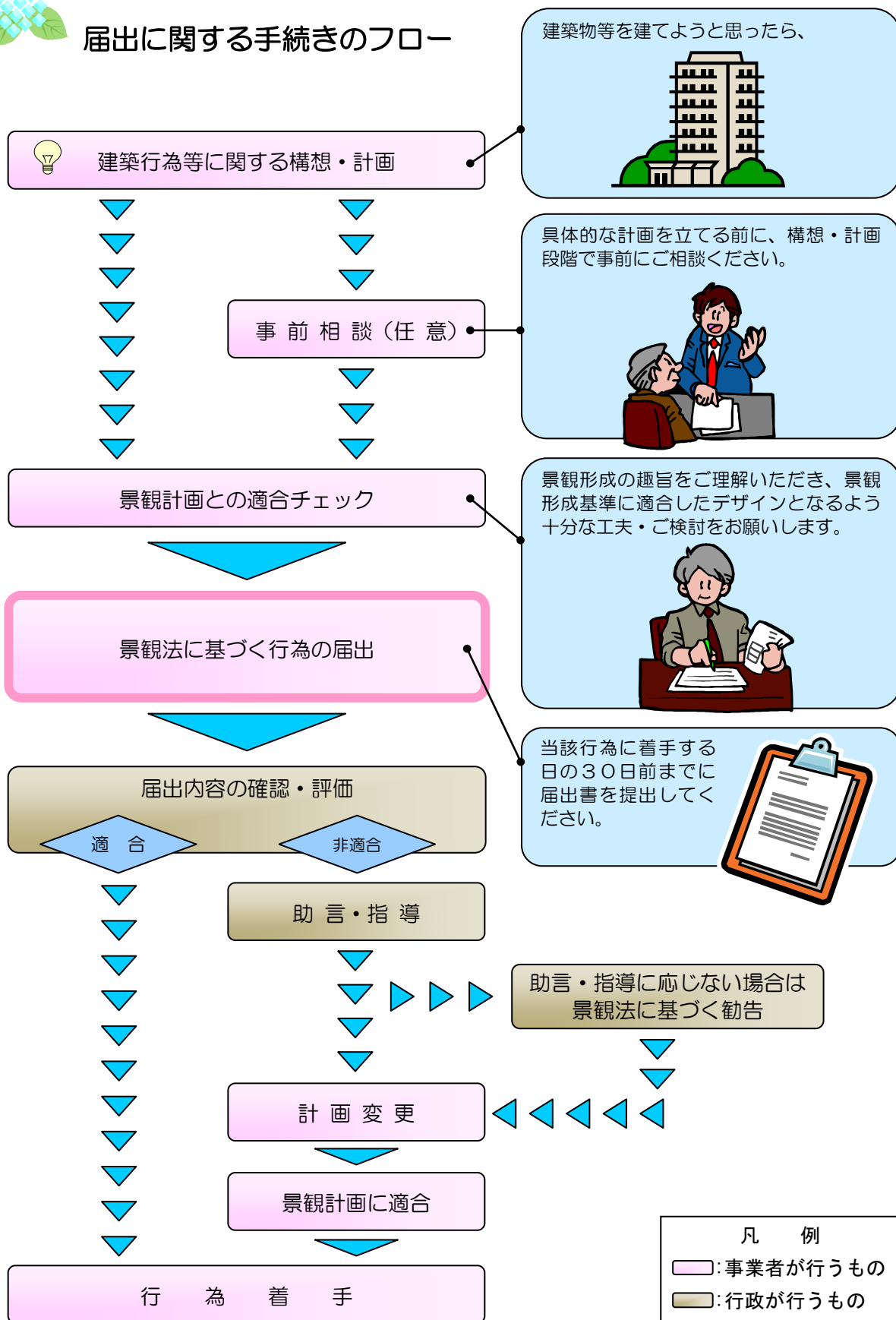


届出書に添付する図書の一覧

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項
建築物の新築等 工作物の新設等	付近見取図	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺2,500分の1以上のもの
	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	位置図	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で、縮尺100分の1以上のもの
	立面図	建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で、縮尺50分の1以上のもの 注1：着色し、露出する建築設備及び各部分の仕上げ（マンセル値など）を記載すること。 注2：表示する1面については、道路を含むものとし、塀や植栽等を明示すること。
	チェックリスト	p.9～p.11に示す景観形成基準に対する適合を示したもの
土地の開墾等、 木竹の伐採、 土石等の堆積、 特定照明	付近見取図	当該行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺2,500分の1以上のもの
	現況写真	当該行為を行う土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真
	計画図	計画図又は施行方法を明らかにする図面
	チェックリスト	p.12に示す景観形成基準に対する適合を示したもの



届出に関する手続きのフロー



注1：福井市景観条例に基づく屋外広告物の届出（p.14）も基本的にこのフローに準じます。

注2：上記の届出のほか、建築確認申請、福井県屋外広告物条例等に基づく許可申請等が必要となる場合があります。



景観形成基準

(1) 建築物の新築等

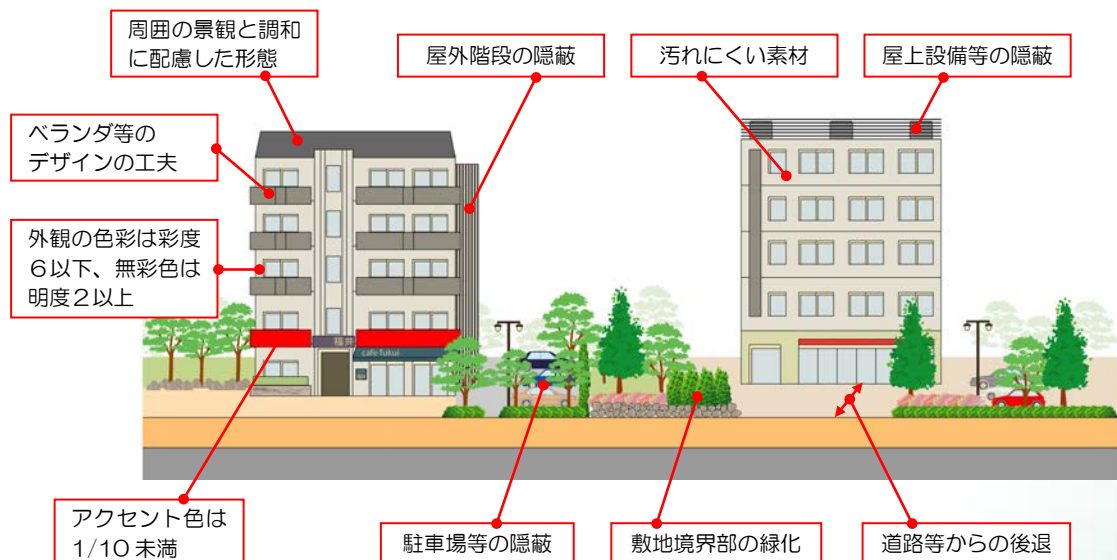
① 配慮すべき基本的基準

- 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態・色彩・素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

② 項目別基準（「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	<p>◎道路等の公共空間や周辺敷地との境界部の全部又は一部には、樹木や花き等を用いて植栽し、又は緑化をする。ただし、公共の用に供するために、道路等の公共空間からセットバックした部分については、この限りでない。</p> <p>・植栽にあつては、四季の演出や樹容に優れている樹木や花き等を用いることが望ましい。</p> <p>・植栽する面積は、敷地面積の20%以上とすることが望ましい。</p> <p>○同一敷地内の駐車場、駐輪場、搬入搬出路等は、道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、又は植栽等による緑化を行うよう努める。</p> <p>○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、デザインについて建築物及び周囲の景観と調和させるとともに、快適な歩行者空間の創出に資するよう努める。</p> <p>・壁面の位置は道路等の境界から後退し、ゆとりを設けることが望ましい。</p> <p>・大規模な建築物が連続している場所においては、隣接する建築物と壁面線を合わせて、通りとしての一体感を演出することが望ましい。</p>
高さ	○周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。

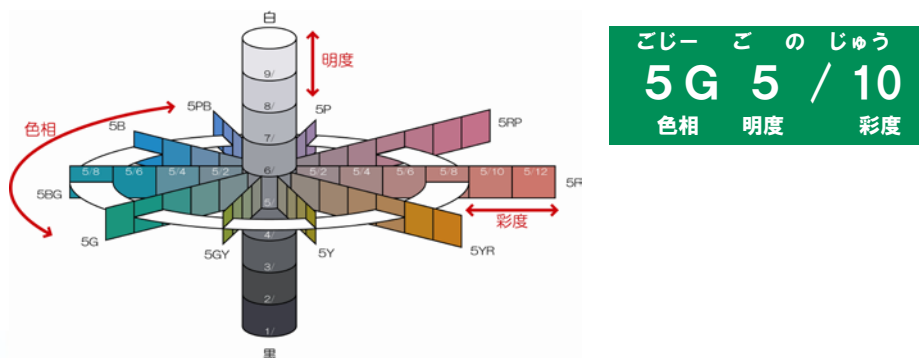
《景観形成基準に基づく建築物のデザインの例》



(「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
形態	◎周囲の景観との調和に配慮した形態とする。 ・自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、地域の個性が感じられる形態とすることが望ましい。
色彩	◎外観に用いる色は、マンセル値 ※による彩度6以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、建築物の屋根（庇を含む。）にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 1/10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 ○使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。 ・特に、マンセル値による色相が R、YR、Y 系以外の色は、彩度4以下とすることが望ましい。 ・地上からの高さが 31mを超える高層な建築物で複数の色を用いる場合は、圧迫感や突出感を与えないよう、上層に用いる色は下層よりも明度を上げることが望ましい。
素材、材料	◎時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材・材料を使用する。 ・自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、自然素材や地域の伝統的な素材・材料を用いることが望ましい。
ベランダ等	○ベランダ等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。 ・特に、洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、道路等の公共空間から目立たないようにすることが望ましい。
屋外階段	○色彩の工夫や隠蔽処置等により、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。
附帯設備等	◎道路等の公共空間から目立つ位置には設置しない。ただし、目立たないよう工夫されたものについては、この限りでない。
附属建築物	○車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の附属建築物は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努める。 ・道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により隠蔽措置を行うことが望ましい。

※ マンセル値：マンセル・カラー・システムにおける値。マンセル・カラー・システムとは、色を数値的に表すための体系（表色系）の一種で、色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）に基づいて表現する。マンセルシステム、マンセル表色系あるいはマンセル色体系などとも言う。
色の三属性のうち、色相は色の種類、彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの割合をいう。
(例：マンセル値 5G 5/10 (ごじーごのじゅう) は、色相 5G、明度 5、彩度 10)
色相ごとの詳細は、巻末の参考図を参照して下さい。



(2) 工作物の新設等

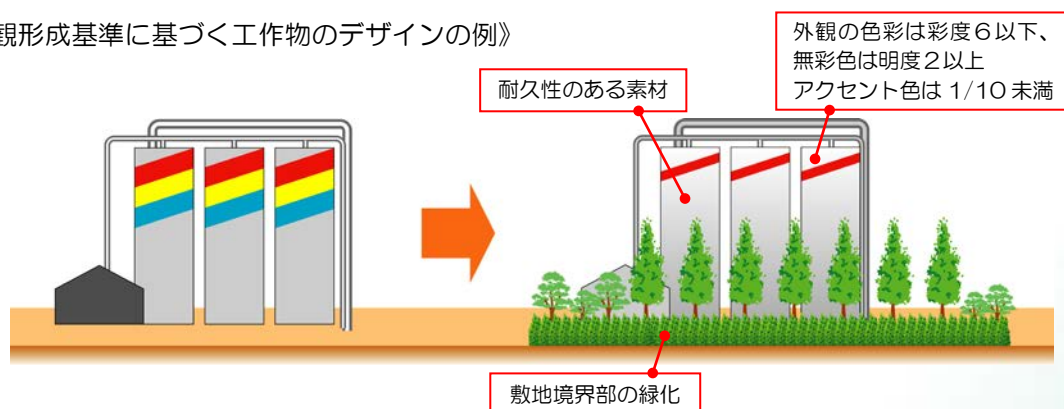
① 配慮すべき基本的基準

- 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態・色彩・素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

② 項目別基準 （「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項 目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	<p>◎道路等の公共空間や周辺敷地との境界部の全部又は一部には、樹木や花き等を用いて植栽をする。</p> <p>・植栽にあつては、四季の演出や樹容に優れている樹木や花き等を用いることが望ましい。</p> <p>・植栽する面積は、敷地面積の20%以上とすることが望ましい。</p> <p>○敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。</p> <p>○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置に努める。</p>
高さ	○周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。
形態	<p>○道路に面して擁壁を設ける場合は、擁壁面を緑化する、擁壁と道路との間に植栽をする、擁壁面の形状に変化をつけるなどの工夫をするよう努める。</p> <p>○橋りょうは、上部構造と下部構造を一体的に捉え、高欄や橋脚等との連続性、配管や設備等の隠蔽措置に努める。</p> <p>・周囲の景観との調和に配慮した形態とすることが望ましい。</p>
色彩	<p>◎法令等で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度6以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑えて外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>○使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。</p> <p>・特に、マンセル値による色相がR、YR、Y以外の色は、彩度4以下とすることが望ましい。</p>
素材・材料	<p>◎時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <p>・特に自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、地域ごとの景観特性と調和した素材、材料を用いることが望ましい。</p>

《景観形成基準に基づく工作物のデザインの例》



(3) その他の行為

① 配慮すべき基本的基準

周囲の景観への影響について十分に検討し、その影響を必要最小限に留めるよう工夫する。

② 項目別基準 (「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

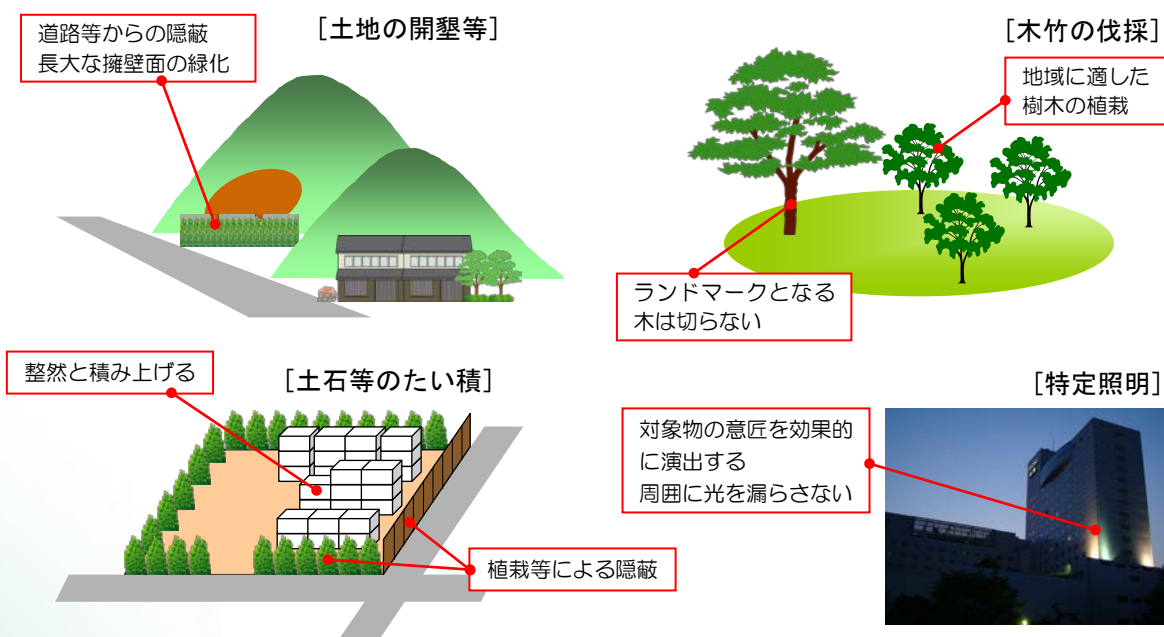
項目	景観形成基準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他土地の形質の変更	○当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置に努める。 ○道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽するよう努める。 ・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
木竹の伐採	○樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマーク ^{※1} として親しまれているものは伐採しないよう努める。 ・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
屋外における土石、廃棄物及び再生資源のたい積	○道路等の公共空間から目立たないよう、植栽又は景観に配慮した塀等による隠蔽措置に努める。 ○たい積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。
特定照明	◎周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害 ^{※2} とならないようにする。 ○光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。

※1 ランドマーク：ある特定地域の景観を特徴づける目印、視覚的に目立つもの

※2 光害：良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響

(「光害対策ガイドライン」/環境省)

《景観形成基準に基づく景観配慮の例》



(4) 景観法によらないその他の基準

以下に掲げる行為は、景観法に基づく届出の対象となるものではありませんが、建築物等と一体となった良好な景観の形成を図るため、次のような基準を推奨していきます。

項 目	景観形成基準
緑化、修景	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間との境界部には、樹木や花き等を用いて植栽をすることが望ましい。 ・駐車スペースの間においても、通りから見えるような高木を効果的に配植することが望ましい。 ・オープンスペース内においては、樹木や花き等で四季を演出することが望ましい。
歩行者空間の演出	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木や花き等を効果的に配植することにより、緑豊かな街路空間とすることが望ましい。 ・電線類の地中化や電力機器の美装化、景観柱の使用、宅地裏側への電柱の移設等を行い、すっきりとした街路空間とすることが望ましい。 ・歩道舗装は控えめなデザインとし、特に材料、色彩に配慮することが望ましい。
路面電車・バス	<ul style="list-style-type: none"> ・走行する周囲の景観に配慮したデザインとすることが望ましい。 ・車体に広告をつける場合は、走行する周囲の景観に配慮したデザインとすることが望ましい。
メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物、屋外広告物、樹木等は、定期的に修繕又は維持管理を行い、美観の保持に努めることが望ましい。 ・落書き等で汚された外壁やシャッター等は、直ちに消し、美観の保持に努めることが望ましい。
清掃・美化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内や敷地周辺の清掃を積極的に行い、まちの美化に努めることが望ましい。
放置自転車	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を著しく損なう要素であるため、駐輪場以外には駐輪しないことが望ましい。
駐停車車両	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を著しく損なう要素であるため、駐車場やタクシー停車場以外には、駐停車しないことが望ましい。



オープンスペース内の緑化の例



市民による沿道緑化の例



市民による清掃・美化活動の例



適切に駐輪されている例

◆屋外広告物について

屋外広告物は景観を構成する重要な要素の一つであり、自己主張の強い屋外広告物は福井らしい景観の形成を阻害する要因となることから、届出の対象として適正に誘導します。

(※景観法に基づく届出行為ではなく、福井市景観条例に基づく届出行為です。)



届出の対象となる行為

行為の種類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示等	<p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更で、高さが4 mを超え、又は表示面積が30 m²を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">表示面積が30 m²を超える (※広告を表示する面積の合計)</p> <p>ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 広告期間が30日以内で表示等するもの (2) 法令の規定により表示等するもの (3) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの (4) 国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの (5) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの



届出書に添付する図書の一覧

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	広告物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
位置図	当該敷地内における広告物の位置を表示する図面
意匠図	当該広告物の色彩(マンセル値)や意匠、仕上げ方法を表示した図面等
チェックリスト	p.15~p.16に示す景観形成基準に対する適合を示したもの



届出に関する手続きのフロー

原則として、景観法に基づく届出のフローに準じます。ただし、景観法に基づく勧告は適用となりません。(p.8参照)



景観形成基準

① 配慮すべき基本的基準

- 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン（形態・色彩・素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。
- 3 表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。

② 項目別基準（「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

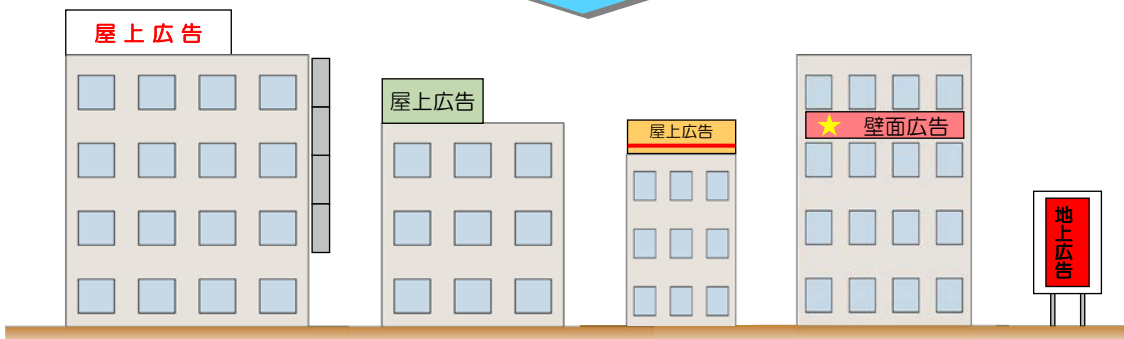
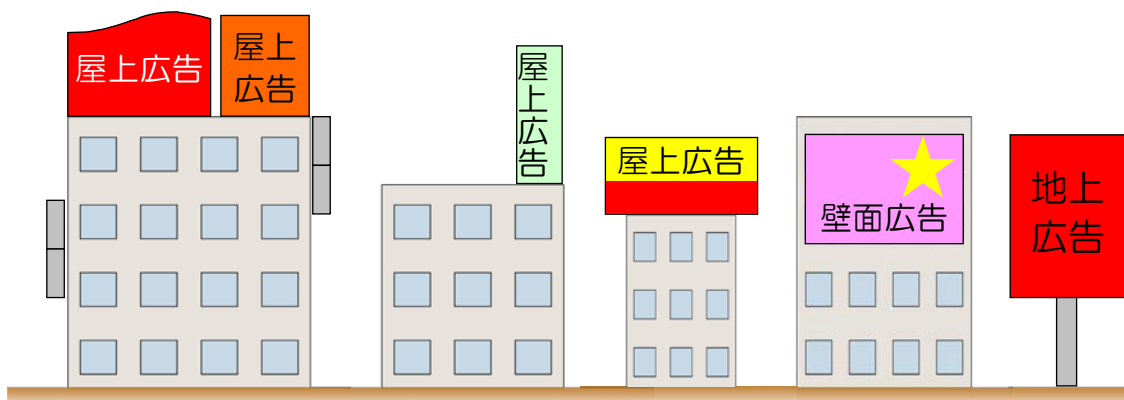
項目	景観形成基準
位置、規模、形態及び高さ	<p>◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。</p> <p>○周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。</p> <p>○建築物を利用する場合は、できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとするよう努める。</p> <p>・特に、自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、できる限り設置又は表示しないことが望ましい。</p>
色彩	<p>◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。</p> <p>○マンセル値による彩度 12 を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。</p> <p>○表示面積が 30 m² を超える場合は、マンセル値による彩度 10 以上の色及び無彩色で明度 2 未満の色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。</p> <p>○上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 20% 以上は白色又は素材色とするよう努める。</p> <p>・蛍光塗料や反射塗料は、使用しないことが望ましい。</p>
素材・材料	<p>◎汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。</p> <p>・自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、自然素材や地域の伝統的な素材、材料を用いることが望ましい。</p>
照明広告	<p>○光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。</p> <p>○内照式のもの、極端に大規模なものとししないよう努める。</p> <p>○点滅又は回転する付帯ランプは使用しないよう努める。</p>



良好にデザインされた屋外広告物の例

(「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
屋上利用広告	◎骨組み、支柱等は、道路等の公共空間から目立たないようにする。 ◎1の建築物について1件とし、屋上の水平投影面をはみ出さないようにする。 ○塔型のもや極端に大規模なものは避け、周囲の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。 ○表示面積は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。 ・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。
壁面利用広告	○壁面からはみ出さないよう努める。 ○表示面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。 ・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。
突出広告	○多数の事業所が1の建築物内にある場合は、1壁面に1列にまとめて設置するか、建築物と調和したデザインとするよう努める。
地上広告	○極端に大規模なものや高いものは避け、周辺の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。

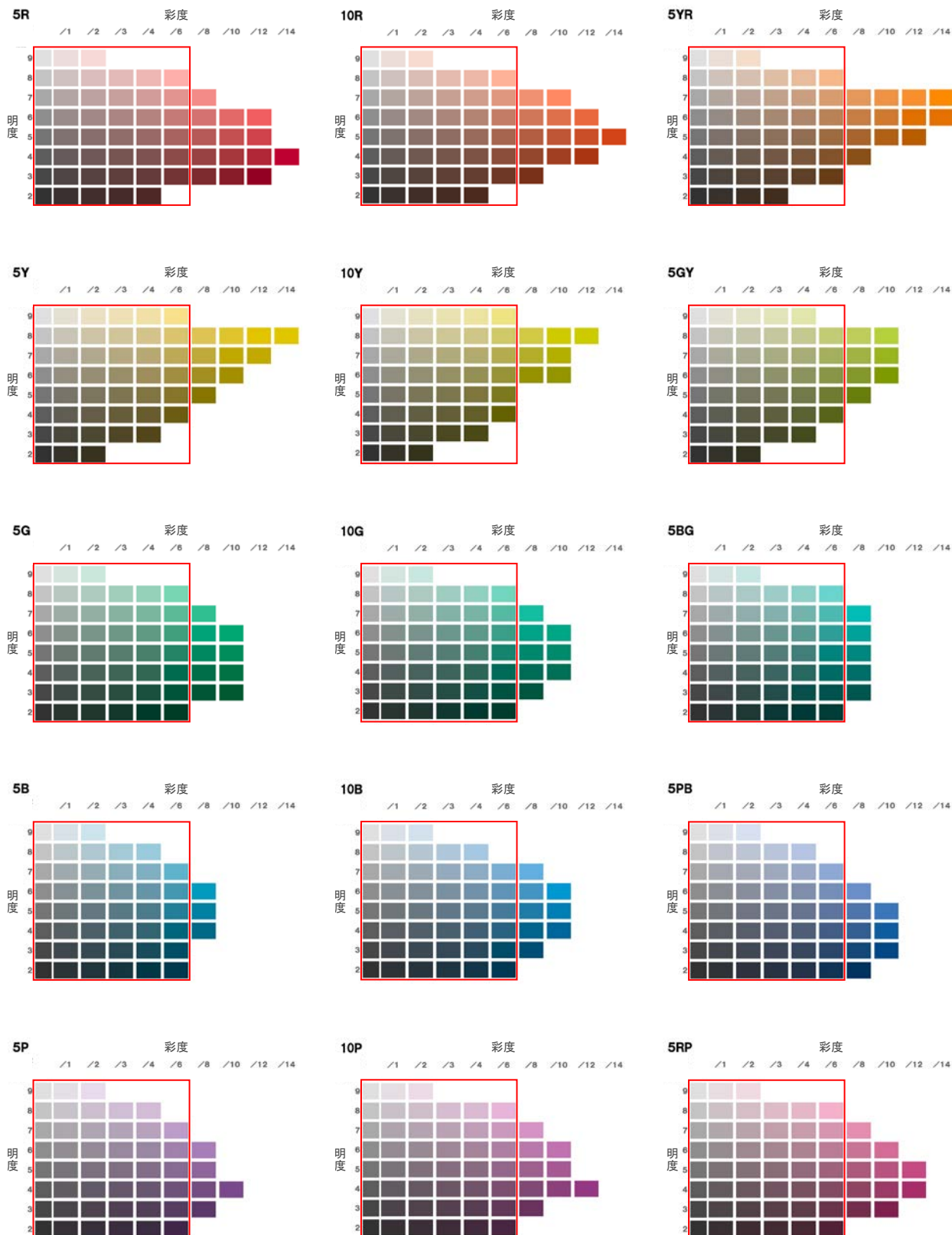


- ・屋上広告は、1の建築物について1件
- ・突出広告は、1壁面に1列にまとめて設置
- ・彩度 12 を超える色は使用しない
- ・地色と文字色の反転
- ・塔型の屋上広告は避ける
- ・表示面積は見付面積の1/5以下
- ・屋上の水平投影面をはみ出さない
- ・アクセント色は表示面積の1/10未満
- ・表示面積は見付面積の1/5以下
- ・文字等の面積は1/10以下
- ・極端に大規模なものや高いものは避ける
- ・表示面積の20%以上を白色又は素材色

(参考図) 福井市景観計画区域における色彩基準

福井市景観計画（福井市景観計画区域）では、建築物の新築等、工作物の新設等、屋外広告物の表示等を行う際の色彩基準を定めており、そのうち、建築物、工作物については、以下のマンセル表色系に示す各色相の赤枠内が使用できる色彩の範囲となります。

ただし、各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してください。



福井市景観計画 概要版
福井市景観計画区域

発行
平成 20 年 4 月

福井市 都市戦略部 都市整備室
〒910-8511 福井市大手 3 丁目 10 番 1 号
TEL: 0776-20-5454
E-mail: tosiseibi@city.fukui.lg.jp